

9. 福祉用具・住宅改修について

(1) 令和6年度報酬改定

令和6年度介護報酬改定において、福祉用具貸与・特定福祉用具販売について、以下の見直しを行うこととしているので、各都道府県におかれては、管内市町村及び福祉用具貸与事業者等へ広く周知をお願いしたい。

① 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入

利用者の過度な負担を軽減しつつ、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、一部の福祉用具（固定用スロープ、歩行車を除く歩行器、松葉づえを除く単点杖、多点杖）について貸与と販売の選択制を導入することとし、導入に伴い、以下の対応を行うこととしている。

ア 選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員又は介護支援専門員が、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、メリット及びデメリットを含め十分説明を行うこととするとともに、利用者の選択に当たって必要な情報を提供すること及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行う。

イ 福祉用具貸与について、選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、利用開始後6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討を行う。

ウ 特定福祉用具販売について、選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、特定福祉用具販売計画の作成後、当該計画における目標の達成状況を確認することとする。また、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等（メンテナンス）を行うよう努める。

② モニタリング実施時期の明確化

福祉用具貸与のモニタリングを適切に実施し、サービスの質の向上を図る観点から、福祉用具貸与計画の記載事項にモニタリングの実施時期を追加することとする。

③ モニタリング結果の記録及び介護支援専門員への交付

福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、福祉用具専門相談員が、モニタリングの結果を記録し、その記録を介護支援専門員に交付することを義務付けることとする。

なお、令和5年度老人保健健康増進等事業を通じて「介護保険における福祉用具の選定の判断基準の改訂案」及び「介護給付費適正化における住宅改修等の点検および福祉用具購入・貸与調査の取組促進に向けた手引き案」を作成しており、発出は来年度中を予定しているところ。各都道府県におかれては、発出に当たり、管内市町村及び福祉用具貸与事業者等への周知にご協力いただくようお願いしたい。